

給水装置工事の設計審査及び検査等実施要綱

夕張市水道事業

平成 22 年 6 月 改訂

給水装置工事の設計審査及び検査等実施要綱

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、夕張市水道事業給水条例（昭和36年条例第5号、以下「条例」という。）第7条第2項に基づく給水装置工事に係る設計審査及び竣工検査等（以下「審査等」という。）について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- 一 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- 二 施工要綱 給水装置設計施工要綱をいう。
- 三 施工要領 夕張市給水装置工事施工要領をいう。
- 四 施工基準 夕張市給水装置工事設計施工基準をいう。
- 五 受託管理者 法第24条の3第3項に定める受託水道業務技術管理者をいう。
- 六 指定業者 条例第7条第4項に定める指定給水装置工事事業者をいう。
- 七 納付担当者 条例第26条に定める手数料の徴収業務を担当する者をいう。
- 八 量水器担当者 条例第14条に定める量水器の貸与及び管理を担当する者をいう。
- 九 運用基準 夕張市スプリンクラー運用基準をいう。

(書類様式)

第3条 審査等の手続きは、次の各号に定める様式を使用すること。

- 一 設計審査及び検査承認願書（様式第1号、以下「願書」という。）
- 二 給水装置工事確認書（様式第2号、以下「確認書」という。）
- 三 給水装置工事竣工検査報告書（様式第3号、以下「検査報告書」という。）
- 四 検査済証（様式第4号）
- 五 給水装置台帳整理簿（様式第5号）
- 六 スプリンクラー設備確認書（様式第6号）
- 七 スプリンクラー設備設置台帳（様式第7号）

第二章 設計審査

(設計審査の方法)

第4条 受託管理者は、施工要領第2章1.の規定により、指定業者（以下「申込者」という。）から願書による給水装置工事の設計申込（以下「申込」という。）を受理したときは、内容を確認、

審査するものとする。記入内容に不備、誤り等があるときは、願書を申込者へ返却し、訂正するよう指導すること。

- 2 受理した願書は、別表 1 の設計審査及び検査承認フロー図（設計審査）に従って処理するものとする。
- 3 受託管理者は、審査終了後、納付担当者に願書を回付すること。

（納付手続）

第 5 条 納付担当者は、受託管理者から願書の回付を受けたときは、手数料の調定、納付書発行の事務を行い、量水器担当者に回付すること。

（量水器の管理）

第 6 条 量水器担当者は、納付担当者から願書の回付を受けたときは、量水器及びメーターコード等の手配の有無を確認し、総括主幹に回付すること。

（申込の総括主幹決裁）

第 7 条 総括主幹は、量水器担当者から願書の回付を受けたときは、審査内容に不備がないか確認の上決裁し、受託管理者へ返却すること。

（納付確認）

第 8 条 受託管理者は、総括主幹から願書の返却を受けたときは、申込者へ納付書を交付し、設計審査料の入金を確認したのち、申込者へ返却すること。

第三章 現場立会

（埋設確認）

第 9 条 受託管理者は、配水管の分岐工事について、申込者から配水管等の埋設位置の確認を求められたときは、必要な情報を提供するとともに、必要に応じて施工現場に立ち会ったうえで、確認、指示等を行うこと。

第四章 検査承認

（検査承認の方法）

第 10 条 受託管理者は、施工要綱及び施工要領の定めるところにより、申込者から工事を完了した旨の報告を受けたときは、別表 2 の設計審査及び検査承認フロー図（検査承認）に従って処理するものとする。

（検査手順）

第11条 受託管理者は、施工要領第2章7の規定により、申込者から願書及び確認書による給水装置工事の検査承認の願出（以下「承認願」という。）を受けたときは、様式第3号により検査すること。

2 提出書類の内容に不備、誤り等があるときは、願書及び確認書を申込者へ返却し、訂正するよう指導すること。

第五章 承認手続

（検査報告）

第12条 受託管理者は、検査を完了したときは、願書に確認書及び検査報告書を添付（以下「願書等」という。）し、納付担当者に回付すること。

（清算）

第13条 納付担当者は、検査員から願書等の回付を受けたときは、手数料清算の事務を行い、総括主幹に回付すること。

（承認願の総括主幹決裁）

第14条 総括主幹は、納付担当者から願書等の回付を受けたときは、検査内容に誤りがないか確認の上決裁し、受託管理者へ返却すること。

（書類整理等）

第15条 受託管理者は、総括主幹から願書等の返却を受けたときは、給水装置台帳整理簿に必要事項を記入すること。

2 願書等は、設計審査及び検査承認願書綴りに保管すること。

（検査済証）

第16条 受託管理者は、申込者又は所有者から検査済証を求められたときは、これを交付することができる。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

改定

この要綱は平成22年6月30日から施行する